

静岡県告示第759号

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第1111号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月20日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 救命救急センター施設整備事業 救急医療対策事業実施要綱に基づき、<u>救命救急センター</u>の開設者（地方公共団体等を除く。）が救命救急センターとして必要な施設整備を行う事業をいう。</p> <p>ウ～コ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 <u>各2部</u></p> <p>ア～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第6 変更の承認申請</p> <p>提出書類 <u>各2部</u></p> <p>ア～カ （略）</p> <p>第7 変更の承認申請</p> <p>(1) 提出書類 <u>2部</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第8 実績報告</p> <p>(1) 提出書類 <u>各2部</u></p> <p>ア～コ （略）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 救命救急センター施設整備事業 救急医療対策事業実施要綱に基づき、<u>救命救急センターを運営する病院</u>の開設者（地方公共団体等を除く。）が救命救急センターとして必要な施設整備を行う事業をいう。</p> <p>ウ～コ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 <u>各1部</u></p> <p>ア～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第6 変更の承認申請</p> <p>提出書類 <u>各1部</u></p> <p>ア～カ （略）</p> <p>第7 変更の承認申請</p> <p>(1) 提出書類 <u>1部</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第8 実績報告</p> <p>(1) 提出書類 <u>各1部</u></p> <p>ア～コ （略）</p> <p>(2) （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表病院群輪番制病院施設整備事業の項中「239,600円」を「245,600円」に改め、同表救命救急センター施設整備事業の項中「239,600円」を「245,600円」に、「75,083千円」を「76,960千円」に、「41,670円」を「42,700円」に改め、同表小児医療施設施設整備事業の項中「214,600円」を「220,000円」に、「239,600円」を「245,600円」に改め、同表周産期医療施設施設整備事業の項中「214,600円」を「220,000円」に改め、同表医療施設近代化施設整備事業の項中「214,600円」を「220,000円」に、「10,954千円」を「11,228千円」に、「21,910千円」を「22,458千円」に改め、同表地域災害拠点病院施設整備事業の項中「41,700円」を「42,700円」に、「43,506千円」を「44,594千円」に、「75,083千円」を「76,960千円」に改め、同表医療施設土砂災害防止施設整備事業の項中「32,865千円」を「33,687千円」に改め、同表医療施設等耐震整備事業の項中「197,900円」を「202,800円」に改め、同表医療機器管理室施設整備事業の項中「239,600円」を「245,600円」に改める。

様式第3号を次のように改める。

経費所要額調べ (変更経費所要額調べ、経費所要額精算書)

(事業者名)

事業分類	事業の区分	施設の名称	別表の補助基準額の欄に掲げる基準額 (A)	別表の補助対象経費の欄に掲げる実支出予定額 (B)	市町補助額 (C)	選 定 額 (D)	総事業費から寄附金その他収入額を控除した額 (E)	補助基礎額 (F)	既存病床割合による調整率 (G)	補助率 (H)	県費補助所要額 (F)×(G)×(H)/1,000=(I)	新規・継続の別	備 考
			円	円	円	円	円	円			千円		
小 計													
小 計													
小 計													
小 計													
小 計													
小 計													
合 計													

(作成要領)

- 1 「事業分類」欄は記入しないこと。
- 2 「事業の区分」欄には、要綱第2定義ア～コの事業名を記入すること。
- 3 (C)欄には、病院群輪番制病院施設整備事業の場合のみ記入することとする。この場合における(B)欄中「実支出予定額」とあるのは「工事費又は工事請負費の実支出予定額」と読み替えるものとする。
- 4 (D)欄には、(A)欄と(B)欄を比較して少ない方の額を記入 (病院群輪番制病院施設整備事業の場合は、(A)欄と(B)欄と(C)欄を比較して最も少ない額を記入) すること。
- 5 (F)欄には、(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 6 (G)欄には1.00を、(H)欄には0.33 (医療施設等耐震整備事業の場合は0.50) をそれぞれ記入すること。
- 7 (I)欄の算定に当たって、病院、事業の区分ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 8 「新規・継続の別」欄には、次に該当するものを記入すること。
 - ・今年度に行う事業→「新規」
 - ・前年度以前において当該補助金を受け、今年度においても継続整備される事業→「継続」
- 9 「備考」欄には、抵当権の設定の有無を記入し、有の場合は、抵当権を設定したことがわかる資料 (登記事項証明書) を添付すること。
- 10 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。